

国民健康保険税

納付方法

6月中旬に国民健康保険税の通知書を皆さんに発送しています。保険税の納付方法には、「特別徴収」と「普通徴収」があります。

①特別徴収
支給される年金から国民健康保険税を差し引いて納めていただく方法です。

※特別徴収に該当する人で、口座振替による納付を希望する世帯主は、税務課窓口へお申し出いただく事で変更することができます。

②普通徴収
納付書または口座振替で納付していただく方法で、特別徴収に該当しない人が対象です。
納税義務者は世帯主です

世帯主が国民健康保険に加入していない場合、同じ世帯に加入者がいる場合は、その世帯主が納税義務者となります。この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。

擬制世帯主世帯の場合、世帯主の所得は国民健康保険税の算定には含めません。ただし、軽減判定をする際は、その所得を含めて計算を行います。

国民健康保険税の軽減
(7割・5割・2割減額)

平成29年中の世帯の所得金額(擬制世帯主を含む)が一定以下の場合、下表の③均等割額と④平等割額を所得に応じて軽減します。
※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等所得額から15万円を控除した額で軽減判定をします。
年金収入―公的年金等控除―特別控除(15万円)＝軽減判定所得

後期高齢者医療制度創設の経過制度

75歳以上の後期高齢者医療制度への移行によって、国民健康保険税の負担が急増しないよう一定期間、次のように扱います。

①国民健康保険税の軽減(7・5・2割軽減)所得を計算する際、後期高齢者医療制度に移った人も含めて軽減判定を行います。世帯構成や世帯所得が変わらない場合、それまでと同様の軽減が受けられます。

②国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことで、国民健康保険世帯が単身世帯となった場合、移行後5年目までは平等割が半額に軽減されます。6～8年目は、平等割が4分の3に軽減されます。

③社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度に移ったことで、その被扶養者が国民健康保険に加入された場合(加入の時点で65歳以上75歳未満の旧被扶養者)は、申請することで当面の間、次の減免が受けられます。
・旧被扶養者に係る所得割が課税されません。
・旧被扶養者に係る均等割が半額

国民健康保険税は世帯単位で税額を計算します

算定区分	税率			説明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	
①所得割	8.55%	1.95%	2.09%	加入者の前年の所得に応じて算定
②均等割	29,270円	6,590円	9,550円	加入者一人あたり
③平等割	21,010円	4,730円	4,180円	一世帯あたり
年税額	医療保険分・支援金分・介護保険分のそれぞれ①～③の合計。介護保険分は、40～64歳の人のみ適用。			
課税限度額	58万円	19万円	16万円	年税額の最高限度額

に軽減されます。
・加入者が旧被扶養者のみの場合は、平等割が半額に軽減されます。
※社会保険(会社の健康保険)等が交付する資格喪失証明書と、印鑑を持参の上、国民健康保険加入手続きの際に申請ください。

平成30年度普通徴収・特別徴収の納付月

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
普通徴収			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別徴収	○		○		○		○		○		○	

▼問い合わせ
課税については 税務課市民税係 (電話 23 - 3048)
納税については 税務課収納係 (電話 23 - 3043)
資格については 保険年金課 (電話 23 - 3084)

介護保険料

平成30年度介護保険料が
決定しました

6月中旬に本年度の介護保険料決定通知書を発送しています。平成30年度から32年度までの保険料の基準額は下表のとおりです。

納付方法は、特別徴収（年金天引き）か普通徴収（納付書による納付または口座振替）のいずれかです。普通徴収の人は年10期に分

市民税・県民税

市県民税は、毎年1月1日現在に住所のある自治体に納めていた



税金は私たちの暮らしを支えています。
(写真はイメージです)

けてお支払いいただくことになり
ます。

なお、特別徴収の人は、10月以降の年金からの引き去り額が記載されています。（4～8月引き去り額は4月にお知らせしました）

詳しくは、通知書に同封の保険料の「見方」をご覧ください。

▼問い合わせ…介護保険課（電話23・3293）

だく税金です。

安来市では、事業所などから提出された給与支払報告書や、今年2～3月に申告いただいた内容をもとに、平成30年度の税額を決定しています。

市県民税は、給与特別徴収（給与からの引き落とし）、普通徴収（口座振替または納付書払い）、年金特別徴収（年金からの引き落とし）によって納税します。

◎平成30年度の主な改正点

○給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が、220万円（給与収入1000万円を超える場合の給与所得控除

保険料は、所得に応じて11段階あります

所得段階	保険料（年額）
第1段階	28,800円（注）
第2段階	50,400円
第3段階	54,000円
第4段階	64,800円
第5段階	72,000円
第6段階	86,400円
第7段階	90,000円
第8段階	93,600円
第9段階	97,200円
第10段階	108,000円
第11段階	122,400円

（注）低所得者対策として所得段階の第1段階の保険料を32,400円から28,800円へ減額しています。

額）に引き下げられました。

○セルフメディケーション税制
セルフメディケーション税制は、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う個人が対象です。平成29年1月1日から平成33年12月31日までにスイッチOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品の内、医療用から転用された医薬品）を購入した場合、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

▼問い合わせ…税務課市民税係（電話23・3040）

適用期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日
対象者	健康の保持増進および疾病の予防として予防接種・定期健康診断等の一定の取り組みを行う個人 ※「一定の取り組み」とは、医師の関与がある検診等または予防接種 (注) 検診等または予防接種に要した費用は、スイッチOTC医薬品控除の対象にはなりません。
対象支出	本人と、本人と生計を一にする配偶者その他の親族が購入したスイッチOTC医薬品の購入対価
控除額	(その年中に支払った額 - 保険金等の額) - 12,000円（上限88,000円）
注意点	この特例を受ける場合、現行の医療費控除の適用は受けられません。